# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	所得税源泉徴収事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南部町は、所得税源泉徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

鳥取県南部町長

#### 公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル						
①事務の名称	所得税源泉徴収事務					
②事務の概要	南部町職員や南部町が委嘱した委員や講師などへの報酬等の支払いに関し、所得税の源泉徴収の とりまとめを行い、税務署に納付する。 また、法定調書、給与支払い報告書等に支払先の個人番号を記載して、税務署や市町村に提出する。					
③システムの名称	源泉徴収管理システム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
源泉徴収管理ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号 第9条第3項 別表第一第23の項					
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関におけ	- る担当部署					
①部署	出納室					
②所属長の役職名	会計管理者					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示	•訂正•利用停止請求					
請求先	南部町役場 デジタル推進課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-46-0108					
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ					
連絡先	南部町役場 税務課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-66-4802					
9. 規則第9条第2項の過	通用 [ ]適用した					
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいで時点の計数か		<選択肢> [ 500人未満 ] 1)500人以上 2)500人未満				
		令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		く選択肢> 「 発生なし ] (選択肢> 2)発生なし 1)発生あり 2)発生なし				

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

## 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[	基礎項目評価書	]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選抜 載されている。		、それぞれ重点	項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記			

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分で	である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分で	である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分で	である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイル(	の取扱いの委託		0]	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供	<b>キネットワークシステ</b> ム	を通じた提供を除く。) [ 〇	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 〇 ]接続しない(入手) [ 〇	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分で	である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である			

8. 人手を介在さ	せる作業	[ 〇 ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生す への対策は十分か 	るリスク	[	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠						
9. 監査						
実施の有無		[〇] 自己点検	[〇]内	]部監査	[ ] 外部監査	
10. 従業者に対す	る教育・	啓発				
従業者に対する教育	育∙啓発	[ 十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が	高いと考	きえられる対策		[ ]全项	頁目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと る対策	考えられ	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  <選択肢>  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分が【再掲】		<ol> <li>特に力を入れている</li> <li>十分である</li> <li>課題が残されている</li> </ol>				
判断の根拠		ティ対策の基本的な方針を示統一的な基準を定めている。こ ・特定個人情報を含む書類は ・不要文書を廃棄する際は、特認を行っている。 ・特定個人情報が記録された	し、「情報セキ これをもとに、 、出納室内の 寺定個人情報 書類等を廃棄	-ュリティ対策 以下を徹底 9金庫に保管 が記録され まする場合に		めの る確

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月26日	Ⅱ.1	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月26日	Ⅱ.2	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月27日	I . 7	南部町役場 総務課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377番地1 TEL:0859-66-3112	南部町役場 デジタル推進課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377 番地1 TEL:0859-46-0108	事後	
令和7年10月1日	IV. 11 判断の根拠	セキュリティポリシーに基づき、年1回以上の研 修を実施	「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。・特定個人情報を含む書類は、出納室内の金庫に保管することを徹底する。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、必ずシュレッダーを使用する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年10月1日	評価書番号	18	17	事後	